

52. 01

動き商標の願書への記載について

動き商標の願書への記載については、以下のとおりとする。

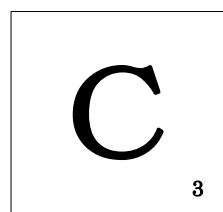
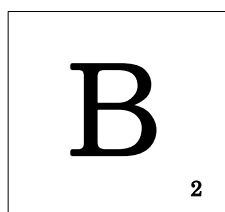
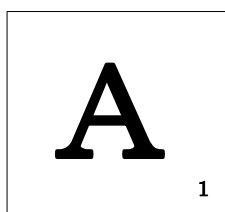
1. 願書に記載した商標について

動き商標における願書に記載した商標は、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は二以上の図又は写真であり、動き商標を構成するすべての標章及びすべての変化の態様を記載する必要がある。

ただし、変化の過程におけるすべての瞬間をとらえて記載をする必要はなく、変化の態様の種類（色彩の変化、大きさの変化、見える角度の変化、位置の変化等）及び変化の過程における標章が確認できる記載をすれば足りるものとする。

（例１） 標章が別の標章に瞬間的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

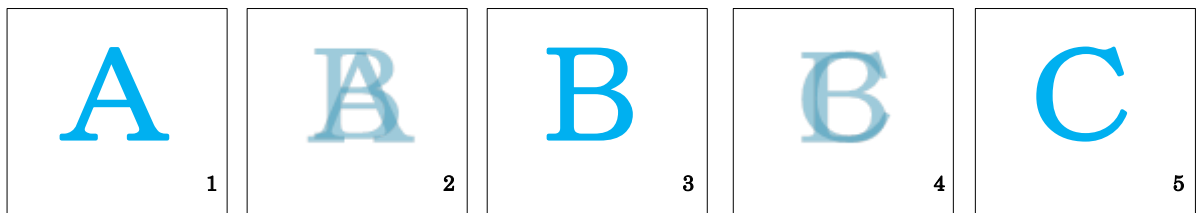
商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒後にそれが「B」の文字に変化し、さらに約 5 秒後に「C」の文字に変化する。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 標章が別の標章に連続的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

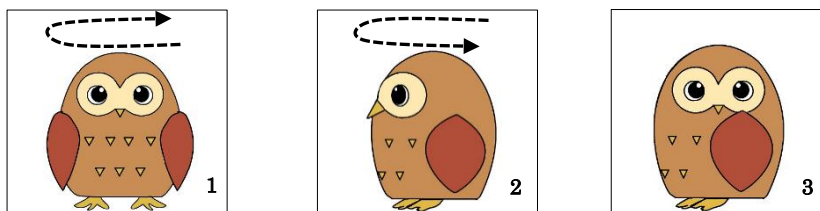
商標は、1 から 5 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒間かけて徐々に「A」の文字が消えていくと共に「B」の文字が現れ、さらに約 5 秒間かけて徐々に「B」の文字が消え「C」の文字が現れる。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3) 標章が連続的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

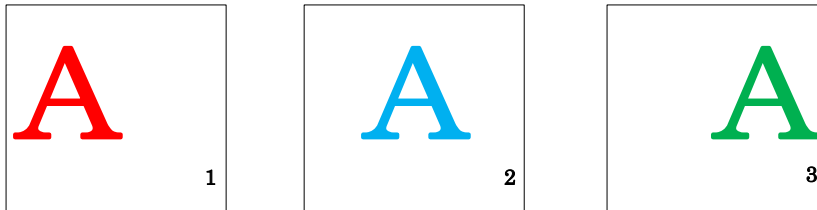
商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に正面を向いたふくろうが現れ、時計回りに約 2 秒間かけて横向きになり、その後、顔のみが反時計回りに約 2 秒間かけて正面を向く。

商標は、全体として約 10 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、また、図中の破線矢印は、ふくろうの時間の経過に伴う変化の状態を特定するためのものであり、いずれも商標を構成する要素ではない。

(例4) 標章が移動しながら瞬間的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

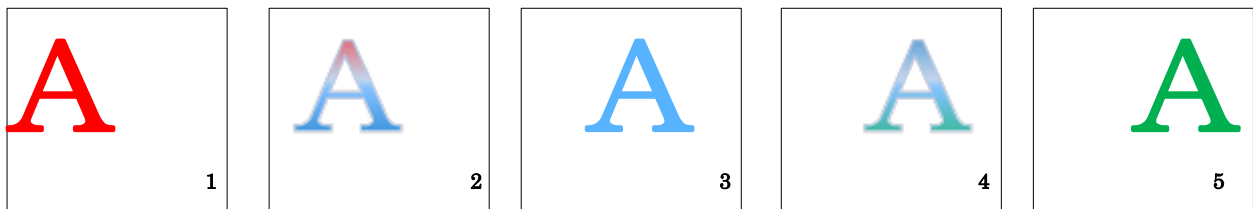
商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、5 秒おきに当該文字の色が青色、緑色へと変化する。

商標は、全体として 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例5) 標章が移動しながら連続的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

商標は、1から5の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、当該文字の下部から上部に向かって徐々に色が変化していき、約5秒間かけて最初は青色、さらに約5秒間かけて緑色に変化する。

商標は、全体として約15秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

2. 商標の詳細な説明の記載について

(1) 商標の詳細な説明における所要時間の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であるため、変化に要する時間（所要時間）についての記載が必須となる。しかしながら、願書に記載した商標には所要時間について記載することができないため、商標の詳細な説明に記載する必要がある。

この商標の詳細な説明における所要時間の記載については、例えば、以下のとおりとする。

(イ) 動き商標を特定するものと認められる所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間である。
- ②全体として約10秒間である。

(ロ) 動き商標を特定するものと認められない所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間から15秒間である。
- ②全体として10秒間又は15秒間である。

[解説]

動き商標は、標章が変化する時間（所要時間）によって、需要者の受ける印象が変わり得るが、例えば、コンマ何秒の違いによって印象が変わることは少ないと考えられる。したがって、「約10秒間」のような記載は、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めることとする。

しかしながら、例えば、「10秒間から15秒間」のような幅をもたせた記載は、需要者の印象も変わることが考えられるため、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めないこととする。

(2) 色彩のみが変化する動き商標における商標の詳細な説明の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であり、標章が色彩のみからなる場合も含まれる。こうした色彩のみから構成される動き商標における商標の詳細な説明は、その色彩について、色彩のみからなる商標において求められるのと同程度（色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等）の具体的かつ明確な記載が必要であるものとする。

3. 国際商標登録出願における動き商標の取扱い

(1) 国際商標登録出願における動き商標は、指定通報に以下のように表される。

- ① 動き商標を表す図又は写真が複数あるときは、その全ての図又は写真を時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示した一の図又は写真
- ② 動画ファイル（例：MP4形式）

(2) 国際商標登録出願に係る商標が動画ファイルで表されているときは、

動画ファイルが我が国における動き商標を構成するものとは認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない（商標審査基準第1 二. 第3条第1項柱書 7. (1)）。

ただし、国際商標登録出願に係る商標が音と映像の組合せからなるもの（いわゆる「マルチメディア商標」）は、商標の定義上、「音」と「文字、図形」等が結合するものはないことから、商第2条第1項に規定する商標ではないため、我が国で登録を受けることができる商標に該当しない旨を加えて通知する（商標審査基準第1 二. 第3条第1項柱書 4. (1)、商施規第4条）。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)